

神戸市社会的養護自立支援拠点事業運営業務の公募にかかる質問への回答書

No.	質問事項	回答内容
1	拠点事業所を運営するにあたり、経理業務が必要となるが、パート・アルバイトで経理担当を雇用することは可能でしょうか。	可能です。 必要な職員体制を整えている限り、運営経費（18,000,000円）の一部を、経理担当等のパート・アルバイト費用に使用いただいて差し支えありません。
2	利用者の同行支援や利用者宅への訪問時に使用するために車両を所持することは可能でしょうか。	可能です。 同行・訪問支援のために、運営経費（18,000,000円）の一部を、車両に係る費用に使用いただくことは差し支えありません。 ただし、保険の加入、運転者の安全管理など、法令（道路交通法等）を遵守し、事故発生時の対応について規程を整備するなど、適切な運用管理を徹底してください。
3	職員配置について、管理者1名（常勤）、生活相談支援員1名（常勤）、就労相談支援員1名（非常勤）で運営することは可能でしょうか。	常勤・非常勤の形態は問いませんが、適切な支援が行うことができるよう、実施体制を整備いただくようお願いします。 なお、開所時間中の人員体制を提案書に明記してください。
4	支援者を増やすためのアウトリーチなど実施するために、行政より支援対象者（入所、措置解除者等）の名簿を開示いただくことは可能でしょうか。	本人の同意なく、施設入退所者の名簿を開示することはできないため、名簿の提供はできません。 ただし、支援者を増やすためのアウトリーチは重要であると考えており、児童相談所や児童養護施設等の自立支援担当職員等から、入所者等に対して、拠点の案内をすることが望ましいため、関係機関との連携について、提案の中にも含めるようにしてください。 なお、児童相談所や児童養護施設等に対しては、神戸市家庭支援課からも支援者に対して、拠点の案内をするよう依頼する予定です。